

令和7年（フ）第403号

埼玉県三郷市高州1丁目323番地
破産者 川崎 英之

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第60号

岩手県一関市川崎町薄衣字高成122番地2、
開始決定時の住所岩手県一関市千厩町千厩字
西小田240番地1 バレス伊庄A号
破産者 上沼 暁恵

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和7年（フ）第855号

仙台市太白区富沢西2丁目6番地の20
破産者 八島てるみ

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年（フ）第48号

福島県須賀川市森宿字安積田90番地1 シニ
アホームことぶき106号、前住所福島県西白
河郡矢吹町大町39番地2
破産者 大竹 利一

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年（フ）第86号

群馬県渋川市行幸田2758番地1 フォレスト
ハルナ208号

- 破産者 馬場 孝雄
- 1 決定年月日 令和8年7月13日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年（フ）第239号

群馬県佐波郡玉村町大字下之宮507番地7
フォレストスクエア2000 F213、破産開始
決定時の住所埼玉県本庄市北堀221番地20
破産者 田村 弘樹

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年（フ）第283号

群馬県高崎市高関町167番地9
破産者 佐藤 理

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第186号

群馬県安中市板鼻439番地、手続開始時の住
所群馬県高崎市浜川町208番地1
破産者 鈴木 信雄

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第1886号

埼玉県川口市大字安行領根岸2488番地
破産者 森田 英和

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2076号

埼玉県桶川市大字川田谷6420番地の1
破産者 深谷亜津沙

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年（フ）第4584号

大阪府豊中市待兼山町31番4号 リヴァーレ
待兼山301、開始決定時大阪市住吉区万代3
丁目4番14号
破産者 奥 保誠

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第475号

大阪市東住吉区南田辺3丁目22番10号 カサ
ビアンカ 301号、前住所大阪市西成区岸里
東1丁目5番21号 エレガントライブ岸里
102
破産者 エヌツーこと 西崎 貴宣

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1717号

大阪府大東市氷野2丁目6番11号 シャーム
ゾンラフィーネ301号、前住所大阪府大東市
諸福7丁目2番9号 レオパレスKITAD
A202号
破産者 石本 一彦

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2266号

愛知県岡崎市数田2ー8ー8 葵マンション
4D、開始決定時大阪府東大阪市加納7丁目
23番4ー1105号
破産者 玉中 勇

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3764号

大阪市住吉区山之内1丁目15番20号 ラ・
ポーズI 303号
破産者 高田奈央子

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第629号

兵庫県尼崎市三反田町3丁目2番15号
破産者 濱崎 政範

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係